

視聴覚ホール利用案内

1 利用できる時間、期間

＜視聴覚ホール、視聴覚ホール集会室＞

- ・利用できる時間は、下記のとおりです。**使用時間には、準備、片付けの時間を含みます。使用時間内に退出してください。**
- ・図書館の休館日に利用することはできません。
- ・客席に定員を超える観客を入場させることは、消防法により禁止されています。**観客数が収容人数を超えてしまう場合には、入場をお断りしていただくなど、入場の制限をお願いいたします。**

【使用時間】

月～木曜日

午前10時から午後6時まで

土・日曜日

午前9時30分から午後5時30分まで

2 利用料金について

- ・視聴覚ホールの利用には料金がかかります。
- ・利用料金は、利用終了後に清算します。

視聴覚ホール使用料

ホール使用料	1時間につき	2,000円
冷暖房施設使用料	1時間につき	500円
ピアノ使用料	1回につき	3,000円

※使用時間に端数が出た場合、30分以内は切捨て、31分以上は切上。

＜ピアノの調律について＞

図書館では定期的にピアノの調律をしております。必要な方は、各自で手配の上、調律を行っていただいてもかまいませんが、調律のみを行う場合でも、使用した時間に応じてホール使用料及び冷暖房施設使用料がかかりますのでご注意ください。（調律のみの場合は、ピアノ使用料はかかりません。）

3 利用上の注意事項

<施設、備品の利用上の注意>

- ・火気及び危険物の使用はできません。
- ・**無断で壁に直接粘着テープ（セロテープ・両面テープ等）を貼ったり、画鋲を打ったりしないでください。**
- ・コンセントの使用が必要な場合は職員までお申し出ください。
- ・利用後は後片付け、清掃をきちんと行ってください。
- ・使用した備品は、もとの位置に戻してください。
- ・図書館施設や備品を破損、汚損、紛失した場合は弁償していただくことがあります。

<利用内容についての注意>

- ・営利目的での利用はできません。（入場料等の料金を徴収することは禁じます。）また、館内での物品の販売、企業又は商店の宣伝活動、勧誘活動はお断りします。
- ・募金活動またはそれに類似する活動を行う場合は、事前に図書館にご相談ください。
- ・図書館利用者の妨げになる場合や、営利目的での利用、その他図書館の業務になじまないと認めたときは利用許可後であっても利用をお断りすることがあります。

<館内での飲食、喫煙について>

飲食、喫煙は決められた場所で行ってください。図書館内では、飲食、喫煙ともに禁止されておりますので、来場者にも周知していただけるようお願いいたします。（飲食は図書館1階喫茶コーナー、喫煙は図書館ピロティの喫煙所で、それぞれ可能です。）

<来場者からの図書館への問合せについて>

行事内容や開催期間、開始時間等に関するお問合せや、**主催者、出演者への連絡伝達などは図書館では対応できません。**問合せ先は各種案内、ポスター、チラシ等に記載する等して、来場者、参加者へ周知するようにしてください。

<駐車場の利用について>

- ・視聴覚ホールの利用等で長時間にわたって駐車をする時は、駐車場は西側（舗装されていない駐車場）を利用してください。来場者、参加者にも周知をお願いいたします。
- ・大型の荷物を搬入、搬出する時には、短時間であれば、図書館入口前ロータリーに駐車してもかまいませんが、運搬が終了しだい、車を移動させてくだ

さい。(視聴覚ホールへは、視聴覚ホール集会室から直接搬入、搬出することも可能です。)

4 利用申請と申請受付について

利用したい日が決まったら、図書館で利用申請を行ってください。申請に必要な書類は、図書館ホームページからダウンロードすることもできます。

申請の受付期間は、町民の方と町外の方で異なります。

申請の受付期間

吉田町民 … 利用する月の6ヶ月前から利用日の3日前まで

町外の方 … 利用する月の3ヶ月前から利用日の3日前まで

例) ・吉田町民の方が、8月10日に諸室を利用したい場合、2月1日から8月7日までが申請受付期間となります。

・町外の方が、6月30日に諸室を利用したい場合、3月1日から6月27日までが申請受付期間となります。

※お電話による諸室の利用申請や、仮押さえはできません。図書館窓口で、先着順に受付をいたします。(お電話による利用予定の有無に関するお問合せはお受けいたします。)

※図書館休館日は、利用申請の受付をいたしません。利用日の3日前が図書館の休館日にあたる場合には、その前日までが申請受付期間となります。

※申請受付期間前に図書館事業や、国・地方公共団体の利用予定が既に入っている場合もあります。

※図書館や国・地方公共団体の緊急な事業等が入った場合、利用申請後や、利用許可後であっても、利用日を移動していただく場合があります。

吉田町立図書館

〒421-0303

静岡県榛原郡吉田町片岡404

電話 0548-33-3434

FAX 0548-33-2300

【視聴覚ホール詳細】

講演会や発表会、音楽会などに使用できます。

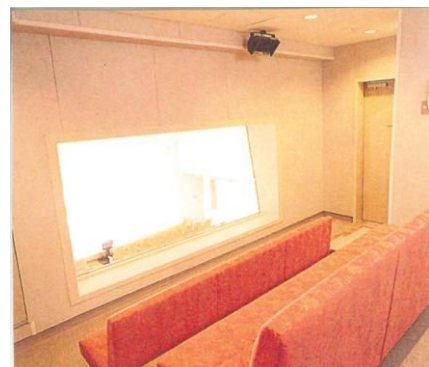
- ・ 固定座席数 99席 横 上手側 4席、下手側 9席（最後列 4席）
縦 上手側 8列、下手側 8列
上手側後方に車椅子用スペース（2台分）有り
- ・ 2階の親子室では、小さなお子様連れの方もホールでの行事を楽しむことができます。（約10人程度）
※親子室内では、マイク・スピーカーを通した音声のみ聴こえるようになっています。
- ・ **客席に定員を超える観客を入場させることは、消防法により禁止されています。**観客数が収容人数を超えてしまう場合には、入場をお断りしていただくなど、入場の制限をお願いいたします。
- ・ 下手側に花道（幅約170cm）有り。
- ・ ステージ後方天井部には、スクリーン及び吊りバトンが設置されており、必要時に昇降させることができます。
- ・ ステージ後方壁面は扉になっており、開放すると、こころの池やちいさな理科館を望むことができます。
- ・ 集会室に隣接しており、集会室を楽屋として使用することもできます。



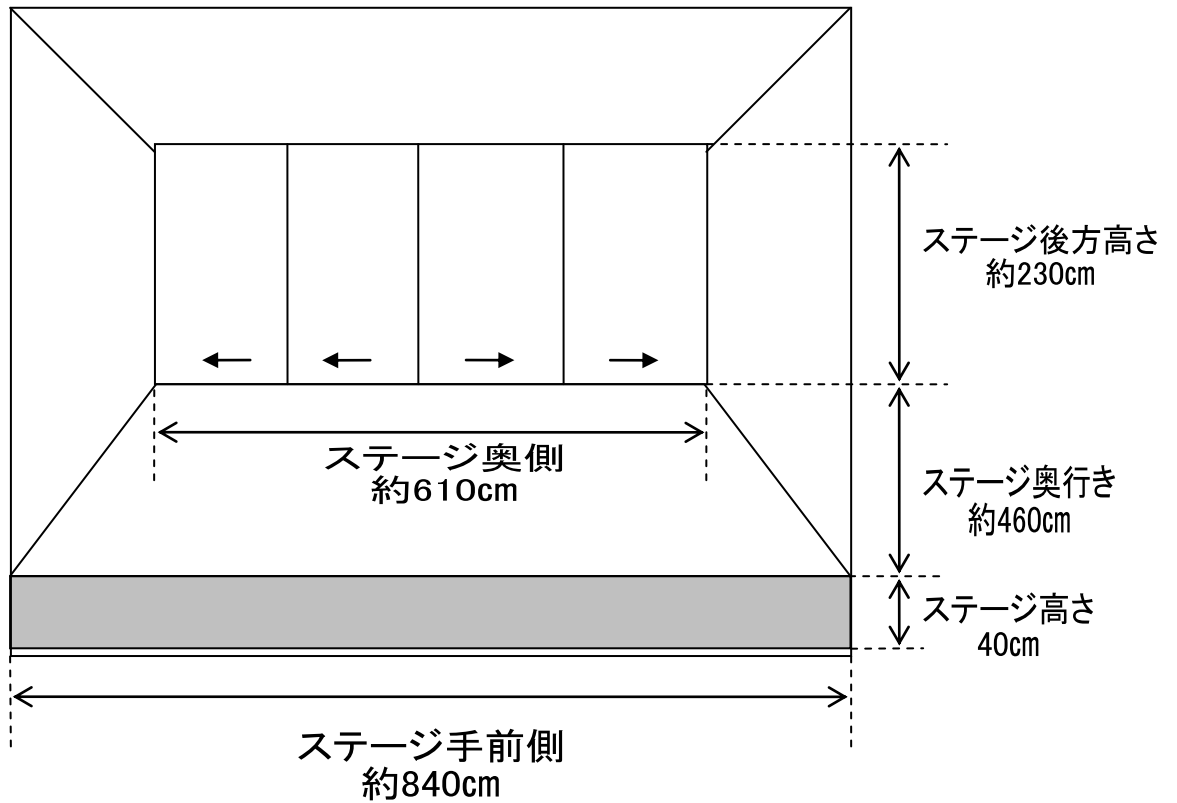
↑ 視聴覚ホール

※収容人数を超える観客の入場は出来ません。
※災害時の避難路制限をお願いします。
皆様の安全を守るために、避難経路等の確保にはご注意ください。

視聴覚ホール2階 親子室 →



＜視聴覚ホールステージの広さ＞



【視聴覚ホール集会室】

視聴覚ホールで行う行事の楽屋として使用したり、少人数での会議、打合せ等に使用できます。

- ・大テーブルと椅子（6席）が設置されています。



← 視聴覚ホール集会室